

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由	担当部署 (問合せ先)
総合運動公園野球場トイレ改修業務	2024年10月25日	株式会社 池本設備工業	45,705,000	本球場を準フランチイズ球場として利用しているオリックス・バファローズは、2021年度から日本プロ野球パシフィックリーグを3連覇しており、公式戦時には市内外を問わず来場者が増加していることから、多様なニーズに対応するトイレの設置が求められている。そのため、本業務はプロポーザル方式にて業者選定を行った。	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
地下鉄長田駅前空間本整備検討業務	2024年10月9日	街角企画株式会社	4,994,000	本業務は、地下鉄長田駅前空間のオープンスペースについて、本整備に向けて実施する社会実験の会場設営及び当日の運営、実験の効果測定を行い、実施結果を取りまとめ、社会実験実施後は地元ワークショップの実施支援や本整備に向けた計画を作成するものである。 本業務は先行して実施している「地下鉄長田駅前空間社会実験企画検討業務」に引き続き実施するものである。街角企画（株）は上記業務を受託し、当該通路の再整備を見据えた社会実験の実施を検討しており、当該再整備の目的や地域状況、本業務の趣旨を十分に理解している。 また、検討に要する地域や関係者等との意見調整も円滑に行っており、そのノウハウを活かして社会実験の調整や当日の運営、実施後の効果検証や意見集約等の取りまとめが一貫して可能であることから、委託先として最も合理的かつ経済的であると考え。 以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)
長田楠日尾線(楠町)電線共同溝整備工事(その3)に伴う引込・連系管委託工事	2024年10月30日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)	30,181,800	本市では緊急輸送道路における災害時等の道路の閉塞防止を目的に、電線共同溝の整備事業を推進している。本件は、神戸市無電柱化推進計画・第8 期実施計画に位置付けている長田楠日尾線(楠町)における電線共同溝整備のうち、引込・連系管の一部の工事(以下、本工事という)を委託するものである。 ここで、引込管の施工において、道路区域内を道路管理者、民有地内を電線管理者が施工した場合、計画位置の誤差により管を接続する際に既設管の発掘の難航や施工の手直しが生じるといった課題がある。このような課題を解消し円滑に事業を推進するためには、道路区域内と民有地内を受託者が一体施工する必要がある。 また、連系管の施工において、既設樹を削孔し接続する作業が含まれるが、既設樹には電線管理者により供用中の通信ケーブルが敷設されており、万が一供用中のケーブル等を破損させると通信遮断などを生じさせる恐れがある。このような事態を防ぐためには、通信設備の保安・管理上、高度な専門知識・技術と通信遮断などを迅速に復旧する体制を受託者が保有している必要がある。 さらに、引込・連系管の多くは、通信用管路と電力用管路を同一掘削断面内に敷設する計画であることから、経済性・施工性の観点から通信用管路と電力用管路を一体施工することが合理的であり、通信用と電力用の両方の管路の施工実績を受託者が保有している必要がある。 上記の通り、道路区域内と民有地内の引込管の一体施工が可能な電線管理者であること、通信設備の保安・管理に関する高度な専門知識・技術・復旧体制を保有していること、通信用と電力用の両方の管路工事の受託実績と受託可能な体制を保有していることを踏まえると、本工事の受託者としてエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)以外に適切な者はいない。 以上のことから、本工事は特命随意契約により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)へ委託する。 なお、本工事は、本市と西日本電信電話(株)およびエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)の3者による「無電柱化における設備工事等に関する協定書(令和3 年5月10 日付)」に基づき行うものである。	建設局道路工務課 (TEL322-5992) 建設局中部建設事務所 安全推進係 (TEL854-2195)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

須磨海浜公園駅自由通路 エスカレーター詳細設計 業務	2024年11月5日	ジェイアール西日本コ ンサルタンツ(株)	13, 090, 000	神戸須磨シーワールド開業に伴い利用者が増加しているJR須磨海浜公園駅について、駅利用者の利便性向上および輸 送力強化を目的に、自由通路南側にエスカレーターの設置を計画している。本工事の実施にあたっては、J R軌道と近 接して実施する必要があることや駅利用者等が利用する既存自由通路を安全に供用しながらの施工計画を立案する必要 があることから、近接するJ R軌道の管理者である西日本旅客鉄道(株)と綿密な調整を行う必要がある。 本業務は、その関係機関との協議を十分に実施し、工事発注に必要な図面・数量計算書等の作成を行うものである。 本業務の対象となるJ R須磨海浜公園駅自由通路については、平成19年度に供用開始しているが、J R軌道に近接し ており、施工する際の制約条件も多いことから、築造当時の設計にあたっては、西日本旅客鉄道(株)のグループ会社で あるジェイアール西日本コンサルタンツ(株)が実施している。 また、本自由通路は、将来エスカレーターを設置する前提で同社により設計されており、階段部にエスカレーターを 設置する際に必要なビットや受梁等が確認されてい る。これらを利用し、エスカレーター設置を計画しているため、本 業務の履行にあたっては、既存構造物の構造を熟知するとともに、近接工事の知識・経験を有する事業者にて設計する 必要がある。 以上から、本業務を適正かつ確実に実施できるものは同社以外に考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
神戸駅周辺地区浸水対策 事業 東川崎ポンプ場維 持管理業務	2025年1月28日	株式会社西原環境 関西支店	437, 009, 100	神戸駅周辺地区浸水対策事業は、民間の技術能力の活用及び事業実施の効率化を図ること を目的として、DB（新設東川崎ポンプ場・雨水幹線等の設計・施工）+O（ポンプ場の維持管理： 後年度随意契約）方式を採用し、令和2 年度に、技術提案評価型総合評価一般競争入札により 事業者（清水建設・西原環境・日新電機・ニュージェック特定建設工事共同企業体）を選定し、基 本協定と、設計・施工契約の締結を行った（令和3 年3 月）。 事業者選定の過程においては、上記事業者の中に維持管理業者（西原環境）も加えた形で技 術提案書を求め、審査のうえ事業者を決定している。 基本協定書 第7 条では、「提出した技術提案書において本事業の維持管理を行う企業と定め られている者の協議が調ったときは、本業務にかかる工事により築造された雨水ポンプ場の維持 管理の包括的な業務委託にかかる契約を締結する。」と定めており、本維持管理業務は、西原環 境と契約することが予定されていた。 令和3 年度以降、当該業者と打合せを重ね、維持管理業務の詳細について協議が調ったた め、地方公営企業法施行令第21 条の13 第1 項第2 号の規定により、特命随意契約を締結する。	建設局下水道部施設課 (TEL:078-806-8715)

委託契約における特命随意契約の結果について

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

北神戸田園スポーツ公園 野球場投光器改修工事業 務	2024年10月29日	神戸電鉄株式会社	107,415,000	本業務場所の野球場（以下、「野球場」）の投光器は、平成11年の新設当初からHIDランプを用いており、電球交換で修繕を実施してきたが、環境面から今年度中に国内でのHIDランプの製造が終了し、それ以降の修繕が不可能となる。このため、今後ランプ切れが生じた場合の照度不足に対応できなくなることから、早急にLED化が必要であるとともに、予算執行上、令和7年3月末までの竣工が求められ、短期間での施工が必要となる。 （１）本公園は、神戸電鉄・ミズノ運営事業共同体が指定管理者であるが、野球場の施設管理や運営は、その代表者である神戸電鉄（株）が行っている。 神戸電鉄（株）は、指定管理者として現在まで約20年間にわたり野球場管理運営を行っており、野球場の施設・設備の現場状況を熟知するとともに、施設利用者との利用調整にも精通しているため、施設利用者への影響を最小限に抑えつつ、短期間での本業務を履行できるのは神戸電鉄（株）のみと考えられる。 さらに、神戸電鉄（株）は以下（２）（３）のノウハウを所有している。 （２）鉄道事業を主な事業としており、鉄道電気設備を専門に扱う部署があり電気専門技術者を擁するほか、その専門技術を活かし、グループ会社全体として建築や設備関係の施工実績が豊富であり、幅広く電気設備工事に対応できる専門技術者と体制を有している。 このため、今回業務での大型LED照明器具の野球場全体の配光特性（全体の光の色ムラや人影を極力なくす）など技術的な検討、設計・施工監理を主体的に行うことができる。 （３）鉄道事業者として、鉄塔や電柱作業などの高所作業を伴う大規模な電気設備工事等の豊富な技術や経験、実績を有しているほか、線路・基地照明など、照明への配光特性を考慮した設計・施工監理に十分な技術等も有している。 本業務は、大規模な照明設備の改修工事であり、上記のような同社がもつ設計・施工能力が必要であり、特に、大型で重量のある器具を高所へ取り付けるための安全管理など、一般施設と比較して高い施工能力に対応できることから、同社は安全かつ的確に設計・施工を実施することができる。 以上より、本業務を円滑かつ確実に履行できるのは、神戸電鉄(株)以外に適切な者は考えられない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
神戸駅前広場大屋根再整備にかかる技術支援（コンストラクション・マネジメント）業務	2025年2月14日	株式会社山下PMC	43,780,000	本業務は、神戸駅前広場の再整備を推進するために必要不可欠な、技術支援（コンストラクション・マネジメント）を行うものである。 株式会社山下PMCは「神戸駅前広場再整備設計業務にかかる技術支援（コンストラクション・マネジメント）業務」に従事しており、当該広場の再整備計画や大屋根再整備方針を熟知し、これまでの検討経緯や設計条件等を理解した設計支援が可能である。また、大屋根発注手法の選択に向けて、当事業に特化した市場調査を行っており、市場の状況や関係者との協議内容を適切に計画に反映させ、事業実現性の高い支援を行うことができる。 なお、土木・建築にまたがる総合的な技術支援を行うものであるが、類似事業において同様の支援実績も有している。よって、支援事業者としては、株式会社山下PMCが最も効率的に技術支援を行うことができ、委託先として合理的かつ経済的であると考ええる。 以上の理由により、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって特命随意契約を締結するものである。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	建設局駅前魅力創造課 (TEL078-322-6980)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

令和7年度神戸新交通六甲アイランド線橋梁修繕業務	2025年3月27日	神戸新交通㈱	150,000,000	本業務は、建設局が管理する神戸新交通六甲アイランド線のうち、古い基準（昭和55年道路橋示方書）を適用した単柱橋脚を有する単純桁構造であるP62～P67径間において、地震時の対策として補強工事を実施するものである。また、支承部においても経年劣化による機能障害が見られることから支承取替工事も本工事に併せて施工する。 本業務では、神戸新交通六甲アイランド線の軌道内において作業を実施する必要がある。軌道内での列車の安全運行の確保は、軌道管理者の責務であり、本業務を安全かつ確実に実施するためには、軌道管理者である当該事業者以外に適切なものは考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
神戸総合運動公園立体駐車場躯体改修工事業務	2025年3月21日	一般社団法人 神戸住環境整備公社	266,800,000	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の条件に合致するものが行う必要がある。 品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務を公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である神戸総合運動公園立体駐車場の設備等の管理業務に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、適切な施工方法を提案し設計、施工できる。また、総合運動公園内のイベントや立体駐車場で実施予定の別工事との調整についても円滑に実施することができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。 また、建築住宅局からも、業務量過多により当該業務を執行することが非常に困難な状況となることが見込まれるため、令和6年4月1日付建住技第2号－6により、外郭団体（神戸住環境整備公社）の活用による対応を依頼されている。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸総合運動公園立体駐車場昇降機設備更新工事業務	2025年3月24日	一般社団法人 神戸住環境整備公社	60,715,600	公共工事の発注関係事務については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の条件に合致するものが行う必要がある。 品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、「当該事務を適正に行うことができる職員が置かれている」こと、「法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されている」こと、「発注関係事務を公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定すること」とされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに今回の工事対象である「神戸総合運動公園の管理業務」に携わっているため、当該施設の現場状況を熟知しており、適切な施工方法を提案し施工できる。よって当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に考えられない。 また、建築住宅局からも、業務量過多により当該業務を執行することが非常に困難な状況となることが見込まれるため、令和6年4月1日付建住技第2号ー6により、外郭団体（神戸住環境整備公社）の活用による対応を依頼されている。 以上の理由から、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6473)
三宮駐車場（北）地下通路リニューアル事業 事業者選定支援業務	2025年1月16日	株式会社山下PMC	7,700,000	本業務は、整備予定の神戸市役所本庁舎新2号館東側地下1階と、三宮駐車場（北）地下通路（以下、「本地下通路」とする）を隔てている躯体の一部を撤去し、アクセス性向上の実現に向け、地下広場の新設を行う三宮駐車場（北）地下通路リニューアル事業を設計・施工一括（DB）で発注するための事業者選定支援業務である。 委託内容は、①予定価格算定のための支援②要求水準書の作成③事業契約書作成支援等のマネジメントを実施するものである。 本地下通路は、新2号館の地下部と接続を行う。そのため、接続部において、地下通路と新2号館工事の双方の内容を理解した上で、建築・土木事業を複合した要求水準書等を作成する必要がある。 また、新2号館の建設については、令和4年8月末に事業者が決定し、令和7年度には設計完了及び工事に着手し、令和11年度の工事完成予定である。地下通路の機能性から、新2号館のオープニングと一体的な供用開始が必要であり、新2号館の施工と同時期に工事を開始する必要がある。当該事業者は、建築、土木事業のマネジメントに精通しており、新2号館再整備事業のマネジメント業務を実施しているため、2号館事業及び工事内容に精通している。 当該事業者に本業務を実施することで、業務期間の短縮及び、経費の節減が確保でき、他業者よりも有利と認められる。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特命随意契約を締結するものである。	建設局道路計画課 (TEL078-322-6580)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

須磨海浜公園駅自由通路エスカレーター詳細設計発注者支援業務	2024年11月29日	一般財団法人神戸住環境整備公社	3, 094, 300	公共工事の発注関係事務（設計監理）については、関係する法令・積算基準・設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業との利害関係がなく公平性・中立性が確保され、守秘義務を果たすことができ、また「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の条件に合致するものが行う必要がある。 品確法第21条において、発注者が自ら発注関係事務（設計監理）を適切に実施することが困難であると認めるときは、当該事務を適正に行うことができる職員が置かれていること、法令の順守および秘密の保持ができる体制が整備されていること、発注関係事務（設計監理）を公正に行うことが出来る条件を備えた者を選定することとされている。 (一財)神戸住環境整備公社は、都市の整備・再開発、都市基盤施設の維持更新などを主要事業のひとつとしており、業務に必要な知識と能力を備え、前述の条件に合致している。さらに公共施設の建築・設備の設計・工事に多く携わっているため、今回の業務を遂行していくための適切な設計監理ができる。そのため当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該団体以外に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。	建設局道路工務課 (TEL078-322-6233)
マウンテンバイクコース整備業務	2024年11月21日	(株)Drop in	5, 000, 000	本地下通路は、新2号館の地下部と接続を行う。そのため、接続部において、地下通路と新2号館工事の双方の内容を理解した上で、建築・土木事業を複合した要求水準書等を作成する必要がある。	建設局公園部魅力創造課 (TEL078-595-6463)
R6年度 夢野白川線雪寒対策緊急時出動業務	2024年12月10日	京阪神道路サービス株	単価契約（税抜） ・夜間待機（午後5時～午前8時） 2, 700円/時間・人 ・夜間出動（午後5時～午前8時） 3, 100円/時間・人 ・作業員夜間超勤費 3, 400円/時間・人 ・散水車出動（燃料費・損料含む） 5, 900円/時間	また、新2号館の建設については、令和4年8月末に事業者が決定し、令和7年度には設計完了及び工事に着手し、令和11年度の工事完成予定である。地下通路の機能性から、新2号館のオープニングと一体的な供用開始が必要であり、新2号館の施工と同時期に工事を開始する必要がある。当該事業者は、建築、土木事業のマネジメントに精通しており、新2号館再整備事業のマネジメント業務を実施しているため、2号館事業及び工事内容に精通している。	建設局西部建設事務所 (TEL078-742-2424)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

神戸市工事検査情報システムサーバ 仮想化業務	2025年1月15日	扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 濱 口 晴 樹	4, 400, 000	当該事業者により本業務を実施することで、業務期間の短縮及び、経費の節減が確保でき、他業者よりも有利と認められる。	建設局技術管理課 (TEL078-595-6038)
落合池水草除草業務	2025年1月24日	(有)大新	6, 072, 000	本業務は、リニューアルが進む名谷駅北側に位置する落合池の良好な景観形成と、管理作業への新技術導入の検証を目的に、水草除草技術の中でも落合池の現地条件に適した水陸両用藻刈船「浮き丸」を活用した水草除草を実証実験として行うものである。 落合池では、景観改善や生物多様性保全の観点から、これまで人力での池面清掃等を実施してきた。しかし、近年は水草が水面を覆い景観の悪化が顕著な状況にあり、水草除草による景観改善が求められている。 人力による水草除草は作業効率が悪いと新技術による水草除草を検討してきたが、水深が浅く一部は堆積物により陸地化していることから、一般的な代船等を活用した技術では作業中に身動きが取れなくなる懸念がある。 浮き丸は、スウェーデンに籍を置き、湖や湿地の清掃や水域の維持管理のための機械を開発・製造する「Truxor Wetland Equipment AB」社が開発した水陸両用車「TRUXOR」を日本に輸入したものであり、上記のような地形条件でも自走可能な機械であることから、本業務における水草除草に活用する。 上記製造元と日本国内における代理店契約を締結し、当該水陸両用車を保有する企業は、日本国内で(有)大新のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから随意契約を行う。	建設局公園部整備課 (TEL078-595-6472)
河川モニタリングカメラシステムカメラ交換及びシステム設定等業務	2025年3月5日	アークシステム株式会社	2, 229, 700	河川モニタリングカメラシステムとは、市内22河川30箇所を設置した河川カメラの画像データを編集し、ホームページ上に動画で提供するシステムである。 このシステムは、競争見積あわせによる業者選定の結果、平成26年9月10日付でアークシステム株式会社（その他）が受託のうえシステムを構築したものであり、その後の運営管理について当該業者が継続して行っている。なお、システムの運営管理については、当該業者が実施している。（契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日） 本業務は、このシステムに欠かせない現地のカメラのうち劣化が激しい等交換が必要な箇所のカメラや遠隔監視装置といった機器の交換等を行ったうえで、それらの機器から必要な情報がシステムの専用サーバーに送られるよう通信面での設定を行い、必要な調整やテストを行う業務である。この業務は、当該業者が開発したシステムと不可分の業務であり、既設システムの専門的な高いノウハウや技術を有する当該業者でなければ履行することができない。 なお、当該業者は神戸市内に本社・支店を置いていないが、当該業者以外による履行はできない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、特命随意契約を締結するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	建設局森林・防災部河川課 (TEL078-322-6587)

委託契約における特命随意契約の結果について

(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

工事検査情報スマートシステム（拡張部）改修業務その2	2025年1月15日	扇精光ソリューションズ(株)	7,452,500	神戸市工事検査情報スマートシステムは、工事検査業務の効率化・正確性の向上を図るため、平成27年度に総合評価落札方式による一般競争入札により扇精光ソリューションズ(株)に委託を行い開発したシステムである。 本システム及び本システムの拡張部は、当該業者の持つ工事成績評定管理システムのパッケージソフトを使用しており、これに本市の必要な設定をおこなったうえ、本市独自機能のカスタマイズを加えて構築をしたものである。 本業務は、運用中である工事検査情報スマートシステム（拡張部）において、工事・業務等の契約に係る予算及び進捗管理をより確実かつ円滑に運用するために、必要な機能改修を行う業務である。 当該業者は、本システムの開発業者であることから、システムの改修等のカスタマイズに対応した技術情報等の知識を備えた唯一の業者であり、当該業者以外に適切な者は考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建設局技術管理課 (TEL078-595-6034)
新神戸ロープウェー再整備等事業モニタリング支援等業務	令和7年3月28日	公益財団法人 兵庫県公共食卓登記土地家屋調査士協会	1,128,600	県道小部明石線整備事業にて、昭和43年に買収した残地部分につき、地積の誤りおよび地番の取り違えと思われる状況が判明した。 課題解決のために、地積更正等が必要となるが、そのために必要な測量業務、筆界確認業務、地積更正登記申請業務等を令和3年度から令和5年度まで事業用地課において当該委託先に委託してきた。 事業用地課がこれまで依頼した業務内容を熟知し、資料等を作成している当該委託先に当該不動産表示登記業務（地積測量図作成、分筆登記申請等）を実施させた場合、新規に別の業者に委託する場合と比べ、円滑な業務の遂行が期待できる。 また、過年度に協議を行った相手方地権者と引き続き協議を行う必要があるため、当該委託先の選定は妥当であり、他に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建設局事業用地課 (TEL078-595-6021)
県道小部明石線不動産表示登記業務に係る業務	令和7年3月28日	公益財団法人 兵庫県公共食卓登記土地家屋調査士協会	1,128,600	県道小部明石線整備事業にて、昭和43年に買収した残地部分につき、地積の誤りおよび地番の取り違えと思われる状況が判明した。 課題解決のために、地積更正等が必要となるが、そのために必要な測量業務、筆界確認業務、地積更正登記申請業務等を令和3年度から令和5年度まで事業用地課において当該委託先に委託してきた。 事業用地課がこれまで依頼した業務内容を熟知し、資料等を作成している当該委託先に当該不動産表示登記業務（地積測量図作成、分筆登記申請等）を実施させた場合、新規に別の業者に委託する場合と比べ、円滑な業務の遂行が期待できる。 また、過年度に協議を行った相手方地権者と引き続き協議を行う必要があるため、当該委託先の選定は妥当であり、他に適切な者は考えられない。 よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	建設局事業用地課 (TEL078-595-6021)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

垂水区名谷町字猿倉法面 復旧測量設計業務	2024年11月14日	扇コンサルタンツ株式 会社	4, 315, 300	令和6 年 6 月 28 日に、本業務対象地（民地法面）が崩壊し、法面下の家屋に土砂が流入し家屋に危害を及ぼしているため避難指示が発令され、当該家屋の住民については、現在、避難している状況である。 被災後、法面所有者と県、市において復旧手法等について調整した結果、「県単独補助治山事業」を活用することが令和 6 年 9 月に決定し、さらに、工事方法等について、当該法面周辺の土地所有者との調整が令和 6 年 10 月に完了したこと から、この度、市において法面復旧事業に着手できることとなった。 本業務は、法面復旧にかかる測量調査・詳細設計業務を実施するものであるが、 ・家屋へのこれ以上の被害拡大を防ぐため、次期出水期（ 6 月）までに崩土撤去に着手する必要がある。 ・県への補助申請手続きや工事発注事務に一定の時間を要するため、少しでも測量業務を早める必要がある。 ・避難指示が発令されており、被災者等から、できる限り早期に復旧を行ってほしい旨改めて要望を受けている。 上記の理由から、早急に現地調査・測量を行い、復旧工法の検討及び詳細設計を速やかに実施する必要がある。 一方で、業務履行に当たっては、災害復旧の専門知識、神戸市の地理や設計基準への精通が要求されることから、「災害時における応急対策業務に関する基本協定（平成 18 年 8 月 1 日締結）」に基づき、令和 6 年 10 月 28 日に神戸市測量設計協力会に応援要請を行った結果、当該業者が担当することとなった。 神戸市測量設計協力会会員である当該業者は、上記業務要件を満たしており、現場に精通しているとともに、本業務への即時対応が可 能であることから、当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該業者以外に適切な者は考えられない。 （地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号）	建設局森林・防災部防災課 (TEL078-322-6172)
天神川貯留施設地質調査 業務	2024年12月3日	スミカワ研究所有限会 社	2, 775, 300	普通河川天神川中流部周辺は、灘五郷の酒造用地下水（以下、宮水という）の保全地域となっている。宮水は周辺の土木工事や揚水量の増加などによる影響を受けやすいことから、これを守るために、灘五郷酒造組合の水資源委員会と宮水保存調査会が活動を行っている。当該地区において地盤改良や掘削など、地下水に影響を与えうる行為を行う場合は十分な事前調査が必要である。 この度、天神川中流部の流下能力確保のため、神戸市立御影小学校校庭地下への貯留施設の設計を行うが、その前段として本業務により、地盤の状況を確認するとともに、今後の工事が地域の財産である宮水に影響を与えないように十分な事前調査と仮設工法の検討を行う必要がある。 契約の相手方である「スミカワ研究所有限会社」は、上述した水資源委員会及び宮水保存調査会いずれにも所属しており、長年にわたり宮水の研究に携わってきていることから、宮水保全のために必要なボーリング調査や土壌調査、水質の調査に精通している。このため、当該業者は、宮水保全について十分な知見を持っており、地盤調査（ボーリング調査）において宮水に影響を与えない調査方法や宮水との関連性の検討、仮設工法の検討について専門的な見地から業務を実施することができる。 以上より、本市の主要な産業の一つである酒造業を支える宮水を保全するため、適切な調査を実施し、仮設工法の提案をできる者は、当該業者以外に存在しない。 よって、当該業者と特命随意契約を締結するものである。	建設局森林・防災部河川課 (TEL078-322-6587)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

デュオこうべ山の手中長期設備修繕計画概要書作成業務	2024年12月23日	株式会社山下PMC	2, 299, 000	本委託業務は、デュオこうべ山の手の設備について、市と神戸地下街株式会社の共有している設備やその他設備についての管理区分を整理し、責任分解を明確にしたうえで、事業費の平準化を図りかつ施設を長寿命化させるための中長期保全計画を神戸地下街株式会社と協議を行うための計画書素案を作成するものである。 委託予定者である株式会社山下PMCは、中長期設備修繕計画の策定実績を有しているとともに、現在、建設局にて事業推進中の「神戸駅前広場再整備設計業務にかかる技術支援(コンストラクション・マネジメント)業務」も受託しており、広場再整備計画やその事業スケジュールも理解し、各種関係者とも調整を図った計画の立案が可能である。 上記の理由から、本業務を適正かつ円滑に、経済的に実施可能な事業者は当該事業者以外に考えられない。よって、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局道路管理課 (TEL078-322-5507)
垂水区名谷町字猿倉法面復旧測量設計業務	2024年11月14日	扇コンサルタンツ株式会社	4, 699, 200	令和6年6月28日に、本業務対象地(民地法面)が崩壊し、法面下の家屋に土砂が流入し家屋に危害を及ぼしているため避難指示が発令され、当該家屋の住民については、現在、避難している状況である。 被災後、法面所有者と県、市において復旧手法等について調整した結果、「県単独補助治山事業」を活用することが令和6年9月に決定し、さらに、工事方法等について、当該法面周辺の土地所有者との調整が令和6年10月に完了したことから、この度、市において法面復旧事業に着手できることとなった。 本業務は、法面復旧にかかる測量調査・詳細設計業務を実施するものであるが、 ・家屋へのこれ以上の被害拡大を防ぐため、次期出水期(6月)までに崩土撤去に着手する必要がある。 ・県への補助申請手続きや工事発注事務に一定の時間を要するため、少しでも測量業務を早める必要がある。 ・避難指示が発令されており、被災者等から、できる限り早期に復旧を行ってほしい旨改めて要望を受けている。 上記の理由から、早急に現地調査・測量を行い、復旧工法の検討及び詳細設計を速やかに実施する必要がある。 一方で、業務履行に当たっては、災害復旧の専門知識、神戸市の地理や設計基準への精通が要求されることから、「災害時における応急対策業務に関する基本協定(平成18年8月1日締結)」に基づき、令和6年10月28日に神戸市測量設計協力会に応援要請を行った結果、当該業者が担当することとなった。 神戸市測量設計協力会会員である当該業者は、上記業務要件を満たしており、現場に精通しているとともに、本業務への即時対応が可能であることから、当該業務の迅速かつ確実な履行のためには、当該業者以外に適切な者は考えられない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、特命随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	建設局森林・防災部防災課 (TEL078-322-6172)